

議 案 第 21 号

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年8月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

財団法人松戸市施設管理公社が解散し、清算を結了したことに伴い、同公社を派遣対象団体から除くため。

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成13年松戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。